

# 国営諫早湾干拓事業潮受堤防の開門に関する要請書

2010年8月26日

農林水産大臣 山田 正彦 殿

## 有明海の再生に向けた要請

よみがえれ！有明訴訟原告団・弁護士

国営諫早湾干拓事業の潮受堤防締め切りから13年が経過し、累積する漁業被害のなかで、早期開門を望む声は漁民の悲痛な叫びとなっており、1日も早い開門の実現が望まれています。

私達が従前から提案している開門方法によれば、必ずしもアセスメントの結果を待たずとも開門をすることは可能であり、アセスメントについては開門をしながら同時並行で行うことが十分に可能で、かつ、効果的と言えます。

また、環境保全措置については、開門を実施すれば調整池が海水化するのは当然のことですから、もはや検討段階ではなく、対策に着手していただかなければならないはずです。

本年7月28日に行いました貴省との交渉において、なお不明確な点やすぐにも検討を開始すべき事項等の課題が残りました。

そこで、前回の交渉を受けて、今回、貴省に対して、以下の点についてご回答いただくよう要請をいたします。

### 記

- 1 本年6月4日に公害被害者総行動の一環として行われた有明海漁業者らと貴省政務官との面談において、佐々木隆博農水政務官は、漁業者らに対し、アセスメントと同時並行に実施する潮受堤防排水門の即時開放についても事務方に検討させると回答したように記憶している。この点に関し、事務方の認識が異なるようなので、再度、政務三役の考えをお聞かせ願いたい。
- 2 また、同面談において、佐々木政務官は、アセスの結果を待たずして排水機場の増設及び代替水源の確保に取り組むと回答したように記憶しているが、これらの点について即時に実行に移していただきたい。

- 3 南北両排水門の運用基準及びその根拠について明らかにしていただきたい。
- 4 長崎県は、未だに1957年の諫早大水害の再来を防ぐことができるかのごとく主張して、諫早湾干拓の防災効果を強調し開門に反対しているが、この点について、再度、貴省において、長崎県の誤解を解くべく、諫早湾干拓事業が諫早大水害等の都市部の水害を防ぐ効果がないことを説明していただきたい。
- 5 開門に際して必要とされるポンプ場の設置場所、容量は確定しているのかどうか、明らかにしていただきたい。
- 6 長崎県では、開門すると農業用水が確保できないことを開門反対の根拠の一つとしている。しかし、排水門を開放し調整池を海水化したところで、われわれが提案する代替水源を確保すれば農業用水は確保できるのである。そこで、貴省において、ただちに代替水源に関する検討結果を公表するとともに、代替水源確保に必要な予算措置を取るよう概算要求をしていただきたい。
- 7 長崎県では、塩害（特に浸透塩害）が生じることを開門反対の根拠の一つとしている。しかし、同様の事例である中海干拓の例においては、中海を海水化した後も特に塩害による支障は生じていない。そこで、貴省において、中海においては事前に塩害のシミュレーションを行ったのかを確認し、その内容を明らかにしていただきたい。また、その後の中海の塩害被害について明らかにしていただきたい。
- 8 長崎県では、いわゆる有明海異変の原因がノリ養殖で行う酸処理にあるとして諫早湾干拓事業と有明海異変の因果関係を否定し、開門調査に反対をしている。しかし、ノリ養殖における酸処理は貴省の指示に従って適正に行っているものである。そこで、貴省において、有明海のノリ養殖で行われている酸処理が近時の有明海異変と呼ばれる環境悪化に影響を与えているのか検討し、その結果を明らかにしていただきたい。
- 9 国営諫早湾干拓事業の農地に入植している41経営体（25個人、16法人）が長崎県農業振興公社に支払うリース料について、2009年度分を期限内に納付できなかったのが15経営体約3千万円にのぼることが明らかとなった。なぜ、このような事態を招いたのか。入植者の選考手続きに問題はなかったのか貴省の考えをお聞かせ願いたい。

以上